

外国人 雇用の 基礎知識

外国人材の受入れを
検討されている
企業のみなさまへ



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連許諾第5725号

- 1 就労と在留資格
- 2 技能実習制度
- 3 技能実習生の受入れの流れ
- 4 特定技能
- 5 1号特定技能外国人の受入れ手続き
- 6 特定技能 特定産業分野
- 7 特定技能に関する問い合わせ先
- 8 技能実習と特定技能の制度比較
- 9 専門的・技術的分野の外国人や新卒の留学生の雇用
- 10 労働・社会保険関係法令の適用
- 11 相談窓口一覧

2019年6月

島根県商工労働部雇用政策課

外国人材雇用情報提供窓口

TEL 0852-22-6634

1 就労と在留資格

日本に在留する外国人には、「出入国管理及び難民認定法」により在留して行うことのできる活動や在留できる身分、地位が定められております。したがって誰もが就労できるわけではなく、以下の「在留資格」の範囲での活動が認められています。

●特定された就労活動が認められる在留資格

H31.4月現在

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職	ポイント制による高度人材 （「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えられる）
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（⑥特定技能 特定産業分野を参照）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

●就労が認められるかどうかは個々の許可内容によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等 日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生で日本語能力試験N1レベル等

●就労が認められない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒
研修	研修生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、資格外活動許可を受けた場合は就労が認められる場合があります。留学生をアルバイトとして雇う場合など資格外活動許可を受けているかどうかを確認する必要があります。

●身分または地位に基づく在留資格（就労に制限がない）

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

※詳しくは法務省出入国在留管理庁HPでご覧下さい。

2 技能実習制度

～技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることが必要です～

○技能実習制度とは

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度（平成5年に制度創設）です。

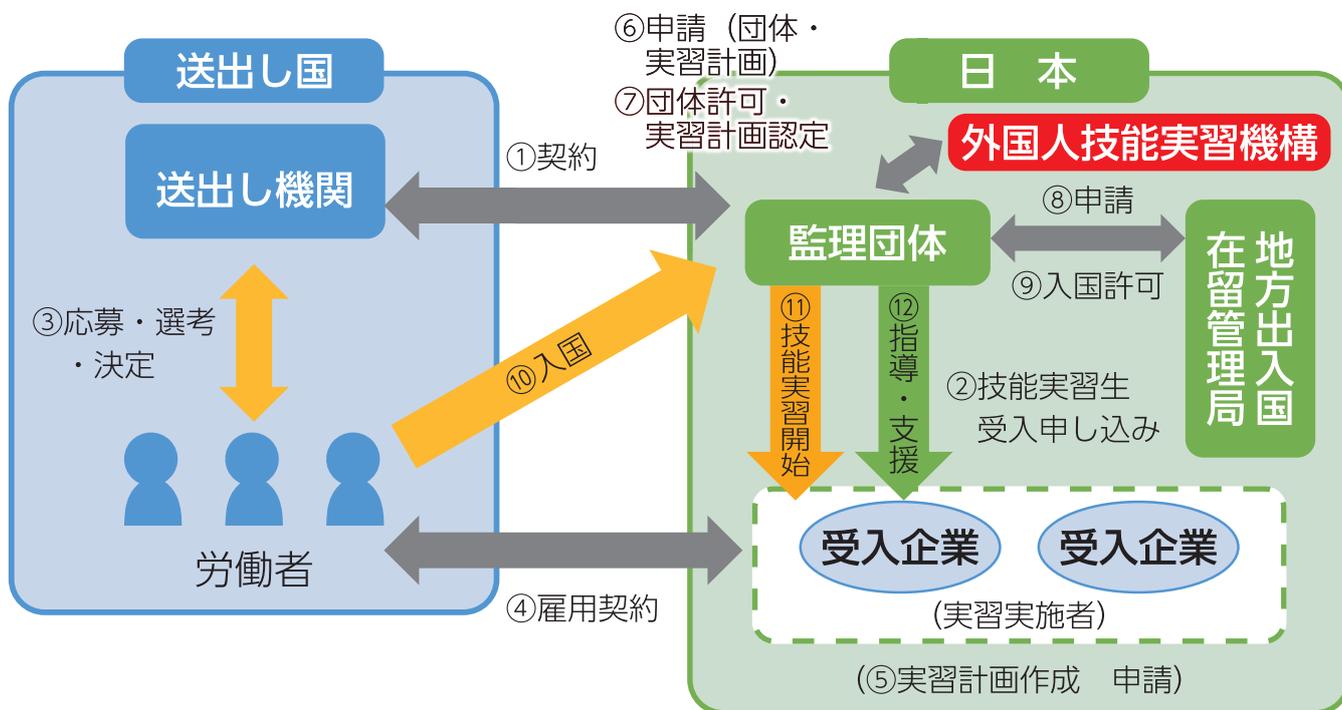
技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されております。

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】

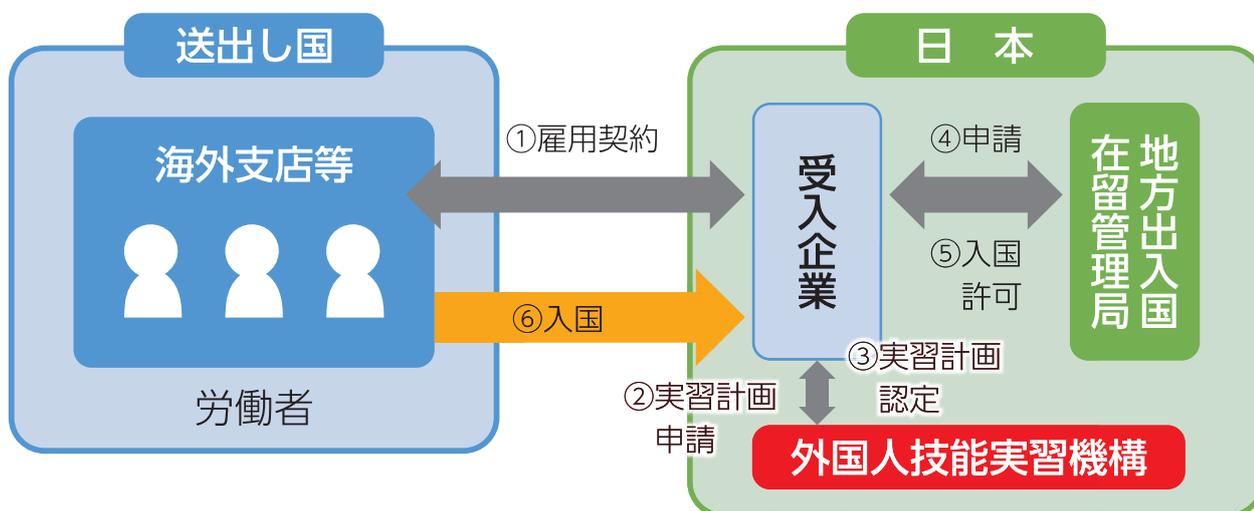
非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

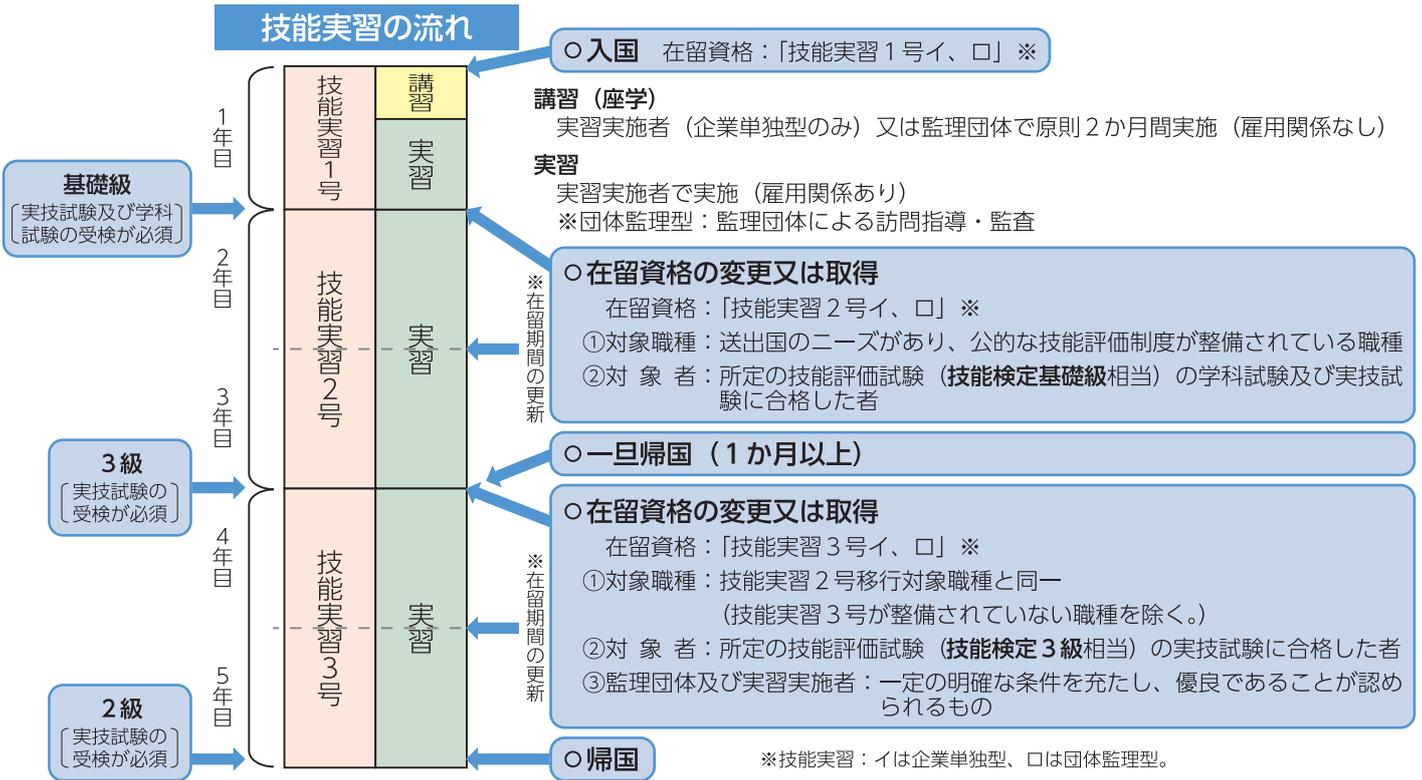


【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



3 技能実習生の受入れの流れ



(県内の監理団体一覧)

一般監理事業 (最長5年となる技能実習3号までの受け入れが可能)

平成31年4月25日現在

監理団体名	住所	電話番号	受入れ国	2号移行対象職種
エーネット協同組合 ※	出雲市中野町268-16	0853-24-2720	中国、ベトナム、インドネシア、カンボジア	耕種農業、畜産農業、型枠施工、非加熱性水産加工食品製造業、水産練り製品製造、牛豚食肉処理加工業、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造、機械保全、塗装
協同組合インディペンデンス ※	出雲市塩冶町1711-11	0853-23-2510	ベトナム、中国	鉄筋施工、とび、左官、内装仕上げ施工、防水施工、建設機械施工、そう菜製造業、婦人子供服製造、機械加工、プラスチック成形、塗装
協同組合島根県企業交流センター ※	出雲市塩冶有原町1-53-2	0853-24-7111	中国、ミャンマー、カンボジア	婦人子供服製造、電子機器組立て
協同組合ボナンザ ※	雲南市三刀屋町三刀屋1055	0854-45-5870	ベトナム	婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造
島根県スポーツウェア製販協同組合 ※	大田市大田町大田イ160-2	0854-82-7302	中国、ミャンマー、ベトナム	婦人子供服製造
島根県繊維工業協同組合 ※	出雲市天神町664	0853-30-6040	中国、ベトナム	建築大工、婦人子供服製造
島根県中央アパレル協同組合 ※	雲南市掛合町掛合917	0854-62-0106	中国、ベトナム	非加熱性水産加工食品製造業、婦人子供服製造、紳士服製造
スカイブルー協同組合 ※	浜田市原井町3050-8	0855-25-0830	中国、インドネシア、ベトナム	耕種農業、畜産農業、養殖業、さく井、建築大工、型枠施工、タイル張り、左官、建設機械施工、加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、水産練り製品製造、牛豚食肉処理加工業、そう菜製造業、婦人子供服製造、機械加工、鉄工、電子機器組立て、電気機器組立て、印刷、製本、プラスチック成形、塗装、紙器・段ボール箱製造、ビルクリーニング
西日本センイ軽工業協同組合	江津市有福温泉町505-3	0855-55-3088	中国	婦人子供服製造

特定監理事業 (最長3年となる技能実習2号までの受け入れが可能)

監理団体名	住所	電話番号	受入れ国	2号移行対象職種
海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字福井776-17	08514-2-1333	インドネシア	漁船漁業
漁業協同組合JFしまね	松江市御手船場町575	0852-21-0001	インドネシア	漁船漁業
島根中央産業振興協同組合 ※	浜田市港町285-2	0855-22-8297	中国	非加熱性水産加工食品製造業、そう菜製造業
石央商工会	浜田市金城町下来原1409-2	0855-42-0070	中国	加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業
浜田商工会議所	浜田市殿町124-2	0855-22-3025	ベトナム	加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、そう菜製造業
平田商工会議所	出雲市平田町2280-1	0853-63-3211	中国	鑄造

出典: 外国人技能実習機構HP 監理団体検索 (http://www.otit.go.jp/search_kanri/)

※印の協同組合につきましては、島根県中小企業団体中央会 (TEL: 0852-21-4809) にお問い合わせいただくことも可能です。

●県外の監理団体を利用することも可能です。県外の監理団体については、外国人技能実習機構HPでご確認ください。

4 特定技能 ～新たな外国人材の受け入れ制度～ 2019年4月1日からスタート

この制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

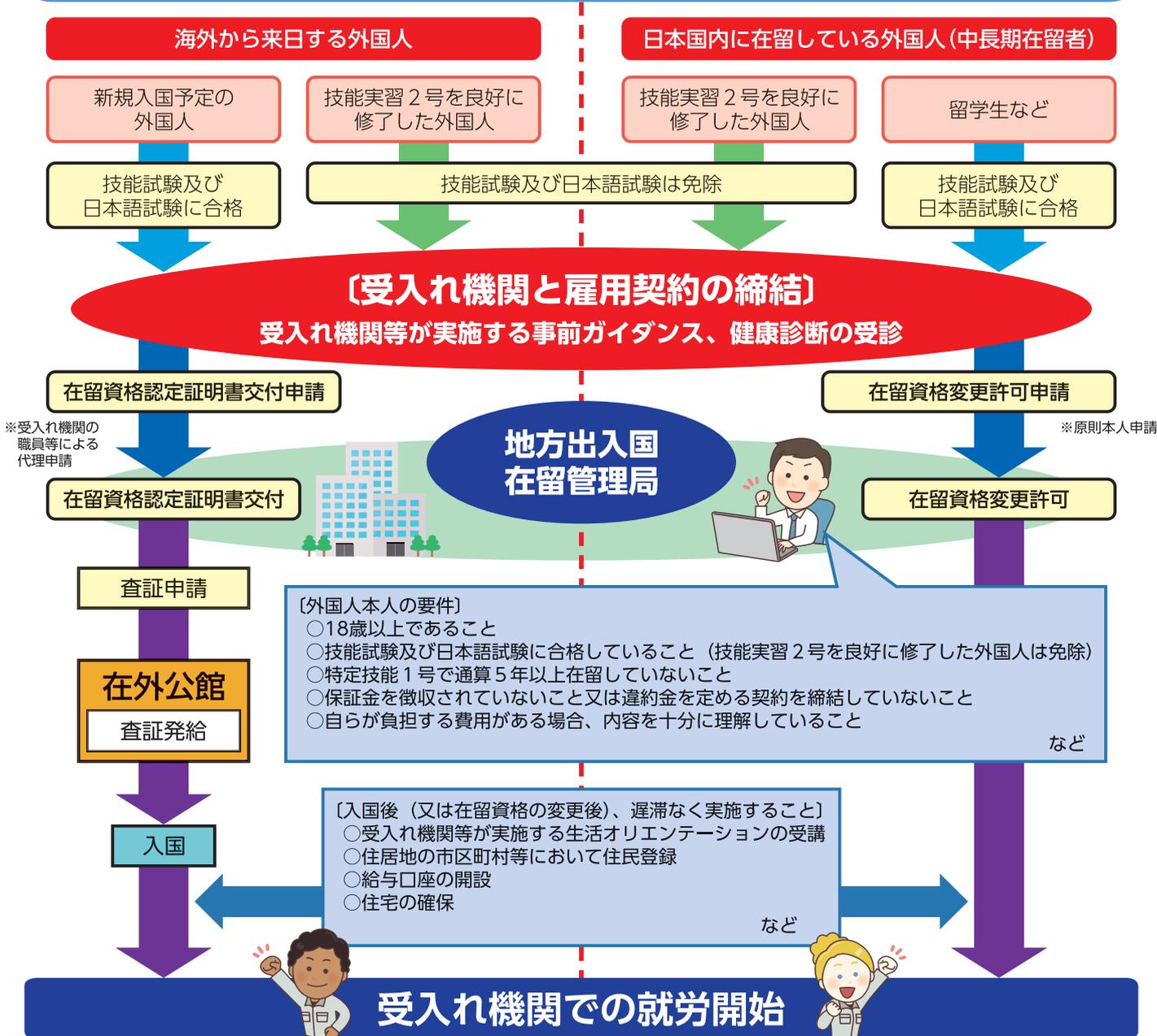
特定技能 1号※

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認められない
- 受け入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

※在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

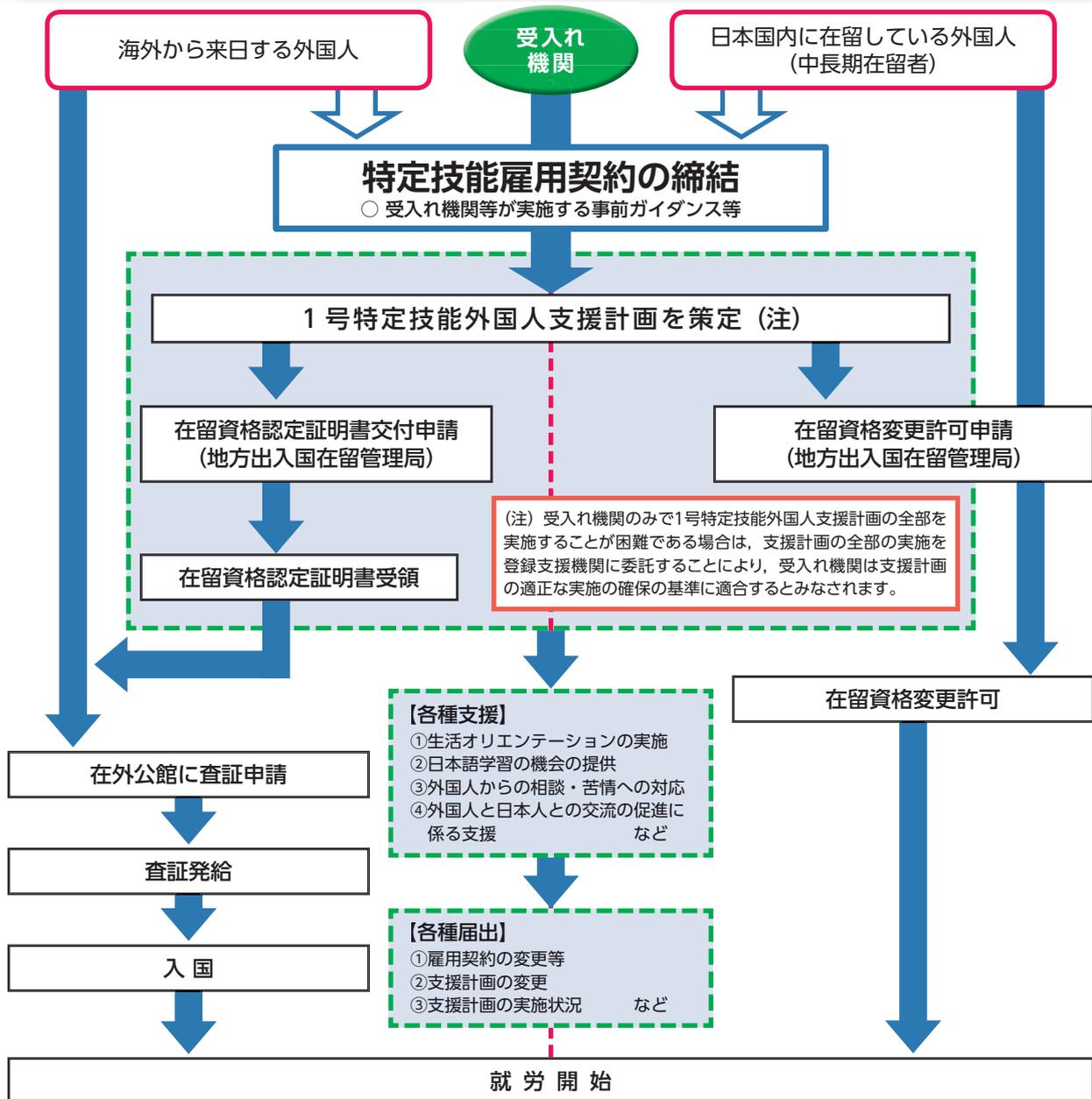
1号特定技能外国人の受け入れ手続の概要



技能実習2号の職種・作業が特定技能1号の分野（業務区分）と適合しなければ、特定技能に移ることはできません。詳しくは、法務省のHPをご覧ください。

5 1号特定技能外国人の受入れ手続き

1号特定技能外国人の受入れ手続きの概要



よくあるご質問

Q 母国における外国人の学歴は必要ですか。

A 学歴については、特に求めていません。なお、特定技能外国人は18歳以上である必要があります。

Q 登録支援機関として登録を受けた機関は公開されるのですか。公開されるとした場合、どこに公開されるのですか。

A 登録支援機関の登録を受けた場合には、出入国在留管理庁のホームページで公表されます。

Q 技能実習2号から特定技能1号に移行する場合、技能実習で従事していた活動と特定技能で従事する活動との間の関連性についてはどの程度求められるのですか。

A 各分野の分野別運用要領において特定技能外国人が従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性がそれぞれ明記されていますので、そちらをご確認ください。

6 特定技能 特定産業分野

特定産業分野

	特定産業分野	分野所管行政機関	従事する業務	受入れ機関に対して特に課す条件
1	介護		・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）（注）訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
2	ビルクリーニング	厚労省	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
3	素形材産業		・鋳造 ・工場板金 ・機械加工 ・金属プレス加工 ・機械検査 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・ダイカスト ・溶接 ・めっき ・塗装 ・鍛造 ・機械保全 〔13試験区分〕	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
4	産業機械製造業	経産省	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・めっき ・塗装 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接 ・工業包装 ・機械加工 〔18試験区分〕	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
5	電気・電子情報関連産業		・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・塗装 ・溶接 ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・工業包装 〔13試験区分〕	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
6	建設		・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装 〔11試験区分〕	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
7	造船・船用工業		・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 〔6試験区分〕	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
8	自動車整備	国交省	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 〔1試験区分〕	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
9	航空		・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等） 〔2試験区分〕	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規制に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
10	宿泊		・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと
11	農業		・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） 〔2試験区分〕	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
12	漁業	農水省	・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等） 〔2試験区分〕	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
13	飲食品製造業		・飲食品製造業全般（飲食品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 〔1試験区分〕	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
14	外食業		・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 〔1試験区分〕	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

7 特定技能に関する問い合わせ先

14の特定産業分野に関する問合せ先についてはこちら

分野所管
行政機関

特定産業分野	分野所管行政機関	担当部署	連絡先 () 内は内線
1 介護	厚労省	社会・援護局福祉人材確保対策室	03-5253-1111 (2125, 3146)
2 ビルクリーニング		医薬・生活衛生局生活衛生課	03-5253-1111 (2432)
3 素形材産業	経産省	製造産業局素形材産業室	03-3501-1063
4 産業機械製造業		製造産業局産業機械課	03-3501-1691
5 電気・電子情報関連産業		商務情報政策局情報産業課	03-3501-6944
(製造3分野全体)		製造産業局総務課	03-3501-1689
6 建設	国交省	土地・建設産業局建設市場整備課	03-5253-8283
7 造船・船用工業		海事局船舶産業課	03-5253-8634
8 自動車整備		自動車局	03-5253-8111 (42426, 42414)
9 航空		航空局 ①航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) ②安全部運航安全課乗員政策室 (航空機整備関係)	03-5253-8111 (① 49114) (② 50137)
10 宿泊		観光庁観光産業課観光人材政策室	03-5253-8367
11 農業	農水省	経営局就農・女性課	03-6744-2162
12 漁業		水産庁企画課漁業労働班	03-6744-2340
13 飲食物品製造業		食料産業局食品製造課	03-6744-7180
14 外食業		食料産業局食文化・市場開拓課	03-6744-7177

制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等についての問合せ先はこちら

法務省

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局 総務課	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-7502
仙台出入国在留管理局 総務課	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076
東京出入国在留管理局 就労審査第三部門	東京都港区港南5-5-30	03-5796-7173
横浜支局 総務課	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局 (受入・共生関係) 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	愛知県名古屋市中区正保町5-18	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110
大阪出入国在留管理局 総務課	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	06-4703-2100
神戸支局 総務課	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4412(代)
高松出入国在留管理局 総務課	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852
福岡出入国在留管理局 総務課	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-717-5420
那覇支局 審査部門	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186

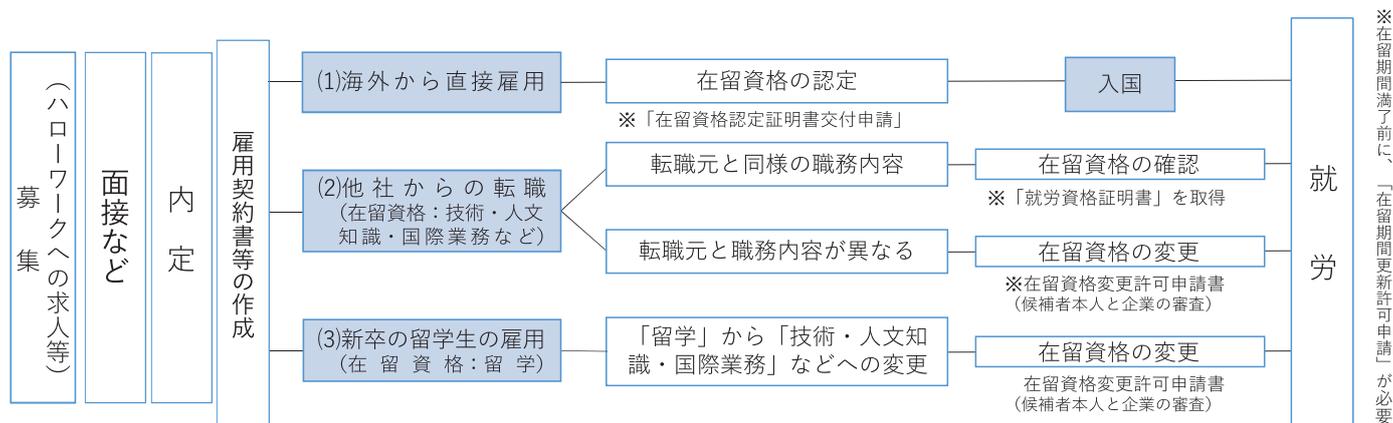
8 技能実習と特定技能の制度比較

技能実習と特定技能の制度比較（概要）

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内(合計で最長5年)	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）（非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

9 専門的・技術的分野の外国人や新卒の留学生の雇用

外国人の在留資格「技術・人文知識・国際業務」などで雇用する際の主な流れは以下のとおりです。



① 就労可能な在留資格が認定されるかどうかを確認

外国人を雇用しても、就労可能な在留資格が認定されなければ働くことはできません。通常、社員として外国人を雇用する場合、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得するケースが多くなりますが、この在留資格が認められるためには、採用したい外国人が大学や専門学校で学んだ専攻（又は一定期間以上の職歴）と自社の業務内容に関連性があることが必要となります。

採用したい外国人がいる場合は、あらかじめ本人の卒業証明書や成績証明書、過去の勤務先の在職証明書などの資料と、自社の業務内容などが分かる資料を準備し、地方出入国在留管理局に相談しましょう。

② 採用手続き（面接など、内定）、雇用契約書の作成

採用は、自社で定める手続きにより行うこととなりますが、特に外国人については本人が所持する「在留カード」を確認し、不法滞在者や不法就労を行った者を採用することがないように注意してください。また、雇用契約書の作成の際には、後のトラブルを防ぐため、「この雇用契約は日本で就労可能な在留資格の許可及び在留期間の更新を条件として効力を有する」と追記しておくことをお勧めします。

③ 在留資格認定証明書等の交付申請

外国人を雇用する場合、以下の3パターンで申請内容が異なります。

（1）海外在住の外国人を直接雇用するとき

本人の入国前に、雇用する企業が地方出入国在留管理局に対し「在留資格認定証明書交付申請」を行い、証明書が発行されたら外国にいる本人に送付します。

（2）日本の別の会社で働いている外国人を中途採用するとき

本人がすでに持っている在留資格のまま、自社で雇用できるかどうかを確認するには、本人又は企業が「就労資格証明書交付申請」を行います。

（3）日本の大学や専門学校を卒業見込みの留学生を雇用するとき

留学生が持つ在留資格「留学」は、「就労不可」であるため、就労可能な資格に変更するための手続き「在留資格変更許可申請」を行います。

なお、在留資格の審査は、通常1か月から3か月程度要します。本人が入国（又は採用）するタイミングを踏まえ、適切な時期に申請を行ってください。

④ 雇用スタート

以上の手続きが終了した後、雇用開始となります。雇用後は、以下の点に留意してください。

- ① 外国人を雇用した場合、ハローワークへの届出が必要です。
- ② 外国人は、日本人と異なり、担当業務に制限があります。「技術・人文知識・国際業務」の資格で就労している者に単純労働をさせると不法就労になります。
- ③ 在留期間内でのみ就労が可能なため、在留期間後も引き続き雇用する場合は、期間満了前に「在留期間更新許可申請」が必要です。

10 労働・社会保険関係法令の適用

外国人労働者（外国人技能実習生も含まれます。）には、日本人労働者と同様の権利が保障されており、原則として労働関係法令が適用されます。また、健康保険、厚生年金保険も、適用事業所に常時雇用される場合は国籍にかかわらず被保険者になります。

(1) 税について

- ①**所得税** 給与等を支払う都度、税額を算出して源泉徴収し、翌月に税務署に納入します。また、年末には年間税額を精算（年末調整）します。
- ②**住民税** 前年中に支払われた給与等に対して課税されますので、翌年6月以降の毎月の給与等から差し引いて各市町村に納入します。

(2) 労働・社会保険関係について

①労働基準法・労働安全衛生法等の労働関係法令

日本国内で就労する限り、国籍を問わず、原則として労働関係法令（労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、男女雇用機会均等法）が適用されます。なお、外国人労働者は、必ずしも日本語が堪能であるとは限らないことから、採用にあたっては現地国語による雇用契約書を作成したり、就業規則を現地国語に翻訳して渡すなどの配慮が必要です。

②最低賃金

最低賃金法に基づく地域別最低賃金（特定最低賃金が適用される事業所は特定最低賃金と比較して高い方の賃金）以上の賃金を支払うことが必要です。

③労災保険・雇用保険

労働保険（労災保険・雇用保険）は、農林水産の事業の一部を除き、労働者（外国人も含まれます）を一人でも雇っていれば適用されます。ただし、留学生については、学業が本分であることから、日本人学生と同様に原則として雇用保険の被保険者にはなりません。

④健康保険、国民健康保険

適用事業所で常時使用される外国人には厚生年金保険が適用されます。健康保険の適用事業所でない事業所で使用される外国人は、国民健康保険に加入することになります。

⑤厚生年金保険、国民年金

適用事業所で常時使用される外国人には厚生年金保険が適用されます。厚生年金の適用事業所でない事業所で使用される外国人は、国民年金の被保険者となります。

なお、外国人本人が国民年金、又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、帰国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内であれば脱退一時金を請求することができます。

⑥介護保険

40歳から64歳までの健康保険、国民健康保険の加入者は、日本に在住する以上相互扶助の観点から外国人労働者であっても日本人同様に介護保険の被保険者になります。

(3) その他、外国人労働者を雇用する場合の留意点

①外国人労働者の雇用状況の届出（労働施策総合推進法）

外国人労働者を雇用した際、離職した際には、所定の事項をハローワークに届出が必要です。

②外国人労働者雇用労務責任者の選任（外国人労働者の雇用指針）

外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、選任することが必要です。

③外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

外国人技能実習生の受け入れ機関（監理団体や実習実施者）の規制などを定めた法律です。技能実習計画の認定、実習実施者の届出、監理団体の許可、技能実習生の保護に関する禁止行為などが定められています。

④不法就労の禁止（出入国管理及び難民認定法）

不法就労は法律で禁止されており、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。外国人を雇用する際には本人が所持する在留カードで在留資格、就労制限の有無、在留期間を確認し、外国人が不法就労しないよう十分注意してください。

11 相談窓口一覧

(外国人技能実習について)

外国人技能実習機構 (OTIT) 広島事務所

外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的として設置され、技能実習生に対する相談・援助を行います。

〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 鯉城広島サンケイビル3階
TEL : 082-207-3123 FAX : 082-207-3125 HP : <https://www.otit.go.jp/>

(公財) 国際研修協力機構 (JITCO)

外国人技能実習制度の総合支援機関として、セミナー・講習会の開催、個別のご相談、教材等の開発・提供などを通じて、監理団体、実習実施者、送出機関等の制度関係者をサポートします。

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11階
TEL : 03-4306-1100 HP : <https://www.jitco.or.jp/>

島根県職業能力開発協会

外国人技能実習生を対象とした技能検定(随時試験)を実施しています。

〒690-0048 島根県松江市西塚島1丁目4番地5号 SPビル2階
TEL : 0852-23-1755 FAX : 0852-22-3404 HP : <http://www.noukai-shimane.or.jp/>

(特定技能については[7](#)をご覧ください。)

(高度人材について)

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 松江貿易情報センター

中堅・中小企業のみなさまが海外展開を進める上での選択肢の1つとしての「高度外国人材の活用」について、採用対象の絞り込み、採用活動、在留資格の手続き、採用後の定着・育成と言う段階ごとの情報提供を行います。

〒690-0826 島根県松江市学園南1-2-1 <にびきメッセ3階
TEL : 0852-27-3121 FAX : 0852-22-4196 HP : <https://www.jetro.go.jp/hrportal/>

(入国管理について)

広島出入国在留管理局 松江出張所

入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせを受け付けています。

〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎4階
TEL : 0852-21-3834 FAX : 0852-27-5864 HP : <http://www.immi-moj.go.jp/>

(外国人労働者の雇用管理について)

島根労働局 (外国人雇用管理アドバイザー)

外国人労働者の雇用管理に関する事業者のみなさまからの相談に関し、その事業所の雇用管理の実態及び問題点を把握・分析し、的確で効果的な改善案を提示することにより、雇用管理改善のお手伝いをします。

お近くのハローワークへ

(外国人労働者相談について)

厚生労働省 (外国人労働者向け相談ダイヤル)

外国人労働者の方からの相談に6言語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語)で対応しています。労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介を行います。

言語	開設曜日	開設時間 ※1	電話番号 ※2
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語	0570-001703		
スペイン語	0570-001704		
タガログ語	0570-001705		
ベトナム語	0570-001706		

※1 祝日、12月29日～1月3日は除きます。 ※2 通話料は、発信者負担となります。

(日常生活について)

(公財) しまね国際センター

外国人住民が安心して過ごせるよう、生活情報を含めた幅広い情報の提供や各種相談を受け付けています。また、外国人住民の方からの相談には、070-3774-9329(相談専用ダイヤル12言語)で対応しています。

〒690-0011 島根県松江市東津田町369番地1
TEL : 0852-31-5056 FAX : 0852-31-5055 Mail : admin@sic-info.org HP : <https://www.sic-info.org/>